

子どもの医療費助成制度(マル乳・マル子・マル青医療証)



Q1 医療費助成制度とは？

医療機関(病院・薬局など)にかかった場合、窓口でマイナ保険証または資格確認書と医療証^(※)と一緒に提示することで、自己負担分(2割または3割)を調布市が助成します。

保険診療の総医療費 [10割]	
健康保険が負担する分	自己負担分
未就学児 [8割] 小学生以上 [7割]	未就学児 [2割] 小学生以上 [3割]

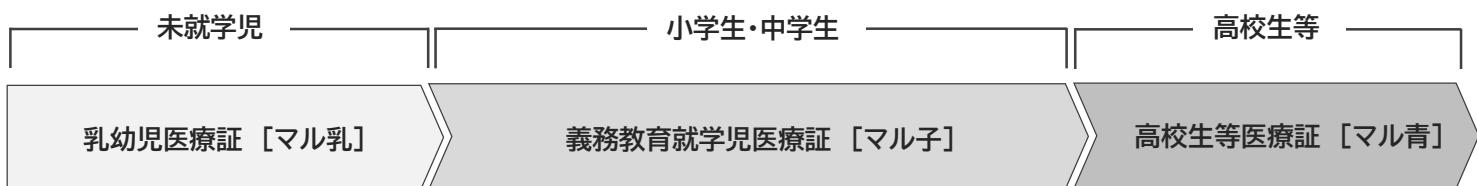
調布市が
助成します！

※ 学校や保育園等の管理下でのみが等の場合は、医療証を使用しないでください。
第三者行為(交通事故等)による傷病に係る治療の場合は、子ども育成課までご連絡ください。



Q2 対象となるのは？

調布市にお住まいで、健康保険に加入している18歳年度末までのお子さん^(※)



※ 就学の有無は問いません。

※ 生活保護を受給している方、児童福祉法に定める施設に措置入所されている方、里親に委託されている方等は対象になりません。

Q3 全ての医療費が助成されますか？

健康保険が適用されるもの(保険診療)なら助成されます。

予防接種・健康診断・オムツ代・容器代など、健康保険の適用外(自費)のものは助成対象外です。また、入院時の食事療養費も助成対象外です。

Q4 いつでも・どこでも医療証は使えますか？

医療費助成は東京都の制度のため、東京都以外では使えません。東京都以外で医療機関にかかった場合は、自己負担分を一旦支払ってください。(Q5もご覧下さい。)

Q5 支払った医療費(保険診療の自己負担分)は返してもらえますか？

東京都外の医療機関を受診したときなど医療証を使用せずに支払った医療費は、申請により口座振込でお返しします。申請期限は、医療費を支払った日の翌日から5年以内です。申請に必要なものは次のとおりです。

(1)領収書[原本]^(※)

※ 診療を受けたお子さんの名前、保険診療点数、医療機関名称、診療年月日の記載があるもの

(2)振込先金融機関(保護者名義のもの)が確認できるもの

(3)お子さんの医療証

▶ 申請書はこちから
から



Q6 健康保険を使わずに全額(10割)医療費を支払った場合は?

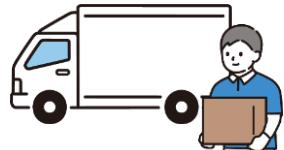
- (1) 領収書(全額支払ったもの)のコピーをとります。
- (2) 領収書(全額支払ったもの)等を、ご加入の健康保険組合等に提出して、健康保険負担分(8割または7割)の医療費を還付してもらいます。(詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。)。
- (3) 健康保険組合等から支払決定通知書が発行されますので、(1)の領収書のコピーと支払決定通知書[原本]をご用意のうえ、Q5の手続きをとってください。

Q7 治療用眼鏡や補装具を作った場合は?

- (1) 領収書(全額支払ったもの)、医師の意見書・診断書のコピーをとります。
- (2) 領収書(全額支払ったもの)等を、ご加入の健康保険組合等に提出して、健康保険負担分(8割または7割)の医療費を還付してもらいます。(詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。)
- (3) 健康保険組合等から支払決定通知書が発行されますので、(1)のコピーと支払決定通知書[原本]をご用意のうえ、Q5の手続きをとってください。

Q8 引越しをして住所が変わった場合は?

- 調布市内での引越し … 住所変更の手続きをしてください。
新しい住所の医療証を発行します。
- 調布市外への引越し … 資格消滅の手続きをしてください。
転出日以降は、調布市発行の医療証は使えなくなります。



※保護者の方だけ引越す場合は、子ども育成課までご相談ください。各種手続きが必要になります。

Q9 勤務先や加入する健康保険が変わった場合は?

保険変更の届出が必要です。新しい健康保険情報を子ども育成課までお申し出ください。

医療証の交付について

医療証は、認定に必要な情報(健康保険等)が確認できてから1週間~2週間程度で郵送にて交付します。
“生まれたばかり”や“健康保険が変わったばかり”的お子さんは、保険情報の確認に時間がかかり、交付までお時間をいただく場合があります。

「お子さんの保険情報に関する書類等の画像(下記参照)」を、
提出フォームにてご提出いただくと、早い期間で医療証を交付できます。

●マイナポータルにログインして確認^(※1)

※1 お子さんの保険証利用登録済みのマイナンバーカードが必要です。
生まれたばかりのお子さんの場合は、マイナンバーカードの「特急発行」のお手続きをしていただくことで通常のお手続きより短い期間でマイナンバーカードを取得できます。
詳細は、市民課(042-481-7041・7042・7043)にお問合せください。

●健康保険組合が発行する「資格確認書^(※2)」

●健康保険組合が発行する「資格情報のお知らせ^(※2)」

※2 資格確認書・資格情報のお知らせの発行方法については、ご加入の健康保険組合にお問合せください。

→ 保険情報提出
フォームは
こちらから

